毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人

大 分 県

編集 株明文堂印刷

定価 一箇年 三万八千八百八十円)

			プクリスます	人しり亘りま	トー、ママ		
		七月二十九日		第三二九号	₹ [令 和 四 手	
		(金	曜	日)	州 1
ジータ 重色学	ド 皇	4 運動	3 健康状況	2 治療状況	1 食習慣及び食物摂取頻度	三 調査事項	

令和四年度県民健康づくり実態調査の実施… 示

Ħ

次

電線共同溝を整備すべき道路の指定………… 監査委員告示

外部監査人補助者に関する告示……………

企業局訓令

〇 告

示

大分県告示第三百二十六号

大分県統計条例(平成二十一年大分県条例第十四号)の規定に基づき、県民健康づくり実

態調査を次のとおり実施する。

令和四年七月二十九日

調査の目的

命日本一」を実現するため、 大分県新長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の主要施策である「健康寿 生活習慣等の健康に関する意識・行動の現状を把握し、 市町

大分県知事

広

瀬

勝

貞

村の地域差を明らかにすること及び健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条に基づ く大分県健康増進計画策定にかかる基礎資料を得ることを目的とする。

調査範囲

県内に居住する二十歳以上の者から性別・年齢階層別に市町村ごとに抽出した約七千人

6 Ę

がん検診

8 7 たばこ こころの健康

9

四 調査期間

令和四年十月三日から同月二十八日まで

Ŧi. 調査方法

郵送による調査により行う。

大分県告示第三百二十七号

区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のように道路の

その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

		及び路線名道路の種類
三三五番一まで由布市湯布院町川西字古ヤシキー由布市湯布院町川西字古ヤシキー	三三七番一地先内由布市湯布院町川西字古ヤシキー	区間
後	前	前後別
二八 一· 一· 六	く七 エニト エート ニール	敷地の幅員
六〇・〇	六 メ ・ ト ・ ル	延長

令和四年七月二十九日

大分県報 (告示) 県道別府

\wedge
令
和
四年
年
Ł
月
二
+
九
\exists

大分県報 (告示・監査委告示)

		令和四年八月一日から令和五年三月三十一日まで	八月一日から会	令和四年八					\ \\ \\ \\ \\	
		9期間	の事務を補助できる期間	二 監査の事務				地先まで		
		大分市大字鴛野八四二番地の一七	子大分市大	谷 畑 香奈		八三番二六	大字田野字二俣木六八三番二六	玖珠郡九重町大字田野一地先から	県道飯田高原中村線	県道飯品
公認会計士	号一二〇四号	央区薬院二丁目三番一一	一福岡市中	膳所雄		八三番一一	野字二俣木六八三番	町大字田		
公認会計士	ンティ中島二〇三号	中島西二丁目七番二四号ハイシティ中島二〇三号	之大分市山	近藤茂		- - - - - - 1	-	7 15 15 17		
公認会計士		東鶴崎三丁目四番一四号	樹大分市車	丹宗英	四・ 七・二九	三九六番一 令四・	西字古ヤシキー三九六番	湯布院町川		
公認会計士	オン春日八〇七	- 東春日町六番六アスティオン寿	志大分市車	染矢尭		一三五六番三	西字古ヤシキー	一地内 由布市湯布院町川西字	アーの言義	
資格等	所	住		氏名				まで	-	長 当川
		務を補助する者の氏名及び住所	がを補助する者	一監査の事務		三三五番一	川西字古ヤシキ一三三五番	由布市湯布院町川西字		
賢 史 !		大分県監査委員				三三三番四	西字古ヤシキ一三三三番四	市湯布院町川		
恭 豊 子	焉 長 毎 野	大分県監査委員		'	供用開始年月日		始区間	供用開	種類及び路線名	道路のほ
	谷	大分県監査委員		'	勝貞	広瀬	大分県知事	大		
			1月二十九日	令和四年七				九 日	令和四年七月二十九日	令和
0	次のとおり調った。	いての外部監査人との協議が、	の補助につい	よる監査の事務の補助につい				6 °	て一般の縦覧に供する。	いて一
項後段の規定に	十二条の三十二第一	(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項後段の規定に	(昭和二十二年	地方自治法	昭保全課に備え置	県土木建築部道¤	二週間大分	令和四年七月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	その関係図面は、今日	その問
			是告示二号	大分県監査委員告示二号	さん。これ近路の		ノ多第二式	始する。	供用を開始する。	供用を開
		查委員告示	○ 監 査		へのようこ首各の	育上しを育二頁の見至こより、な	人 秦育二頁	非育写入十号)	道各去(召取二十二年去 大分県告示第三百二十八号	大分県告
						***************************************	***************************************	~~~~~	~~~~~	
線	上下	別府市石垣西一〇丁目一〇〇〇番三五八まで別府市石垣西一〇丁目一〇〇〇番三四四から		一般国道五〇〇号	11:11 · 0		後	一八地内 元院町川西字古ヤシキー	三九六番	
指定の区分		区間	び路線名	道路の種類及び	111111111111111111111111111111111111111	~ <i>六</i>	前	四地先内。	三九六番四地先内	
勝貞	広瀬	大分県知事						申院町Ⅱ西字古ヤシキー 	由布韦易尔	
	た。	四年七月二十九日次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。	令和四年七月二十九日り、次のように電線共同	により、次のよ	1110.0	5 九 · 四八 · 八	後	二一地内布院町川西字古ヤシキー	三五六番三一地由布市湯布院町出	
条第一項の規定	(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律分県告示第三百二十九号	百二十九号	大分県告示第二	0 • 0[11	5 五 四一 七	前	三五六番三一地先内由布市湯布院町川西字古ヤシキー	三五六番二	の宮線

この訓令は、公布の日から施行する。	附則	三 所掌事務に係る証明を行うこと。	別表第三の五の項の事業所の長の欄に次の一号を加える。	務課長の欄中「三○○万円」及び「五○○万円」を「一、○○○万円」に改める。	結に関するものは除く。) の項	大分県企業局長 磯 田	令和四年七月二十九日	する。	大分県企業局事務決裁規程(平成二年大分県企業局訓令第一号)の一部を次のように改正	業	本	大分県企業局訓令第五号	○企業局訓令	
				4	。)の項の総	健			のように改正	業所	局			_

令和四年七月二十九日

大分県報 (企業局訓令)

 \equiv